

利 用 上 の 注 意

1. 調査の目的

「経済センサス-活動調査」（以下「活動調査」という。）は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

3. 調査日

平成28年6月1日

4. 調査対象

(1) 地域的範囲

全国（調査日現在において、東日本大震災に関して原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第3項の規定に基づき原子力災害対策本部長（同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が設定した帰還困難区域を含む調査区を除く。）

(2) 属性的範囲

調査は、日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、以下に掲げる事業所並びに国及び地方公共団体の事業所を除く事業所・企業について行った。

- ① 大分類A－「農業、林業」に属する個人経営の事業所
- ② 大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
- ③ 大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
- ④ 大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

5. 製造業（工業地区編）について

(1) 本編は、活動調査の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所について、「産業別集計（製造業）」として工業地区別に集計したものである。

- ・従業者4人以上の事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

このため、活動調査の調査結果のうち、「産業横断的集計」として集計した製造業の結果とは集計対象が異なっており、数値は一致しない。

また、【01】個人経営調査票で把握した事業所については、項目によって集計から除いているため、詳細については各統計表の注釈を御覧いただきたい。

(2) 従業者、付加価値額の項目は、「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）の集計における定義に合わせた形で内訳項目の統合や再計算を行っており、「産業横断的集計」における集計事項とは異なる。

っている（詳細な定義は、「8. 統計表の項目の説明」における該当項目を参照）。

- (3) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
- <ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf

6. 産業分類

- (1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421洋紙製造業、 1423機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- (2) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

7. 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な

産業格付けとする。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

8. 統計表の項目の説明

(1) 事業所数は、平成28年6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

(2) 従業者数は、平成28年6月1日現在の数値である。

従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は含めない。

なお、常用労働者とは、以下における有給役員、正社員・正職員、パート・アルバイト等及び出向・派遣受入者に分けられる。

① 個人事業主及び無給家族従業者とは、実際に事業所を経営している個人業主と、個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。

② 有給役員とは、法人の取締役、理事（常勤、非常勤は問わない。）などで役員報酬を得ている者をいう。

③ 常用雇用者とは、次のア、イに該当する者をいい、正社員・正職員、パート・アルバイト等に分けられる。

ア 事業所に常時雇用されている者

イ 期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者

④ 正社員・正職員とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者をいう。

なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払いを受けている者は、こちらに含まれる。

⑤ パート・アルバイト等とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている者をいう。

⑥ 出向・派遣受入者とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）にいう派遣労働者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている者をいう。

⑦ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

(3) 事業に従事する者の人件費及び派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額は、平成27年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞

与等)の額]、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

(4) 原材料、燃料、電力の使用額等は、平成27年1月から12月までの1年間における次の①～⑥の合計をいう。

① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。

⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成27年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

(5) 製造品出荷額等は、平成27年1月から12月までの1年間における次の①～③及びくず・廃物の出荷額の合計をいう。

① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成27年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。

ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）

ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成27年中に返品されたものを除く）

② 加工賃収入額とは、平成27年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

③ その他収入額とは、上記①、②及びくず・廃物の出荷額以外の収入額をいう。

(6) 有形固定資産年末現在高（従業者10人以上の事業所）とは、平成27年末現在の額をいい、下記算式により算出している。

$$\begin{array}{l} \text{有形固定資産} \\ \text{年末現在高} \end{array} = \boxed{\text{年初現在高}} + \boxed{\text{取得額}} - \boxed{\text{除却額}} - \boxed{\text{減価償却額}}$$

(7) 付加価値額（粗付加価値額）は、下記算式により算出している。

① 従業者30人以上

$$\text{付加価値額} = \boxed{\text{製造品出荷額等}} + \left(\boxed{\text{製造品年末在庫額}} - \boxed{\text{製造品年初在庫額}} \right) + \left(\boxed{\text{半製品及び仕掛品年末価額}} - \boxed{\text{半製品及び仕掛品年初価額}} \right) - \left(\boxed{\text{消費税を除く内国消費税額}} + \boxed{\text{推計消費税額}} \right) - \boxed{\text{原材料、燃料、電力の使用額等}} - \boxed{\text{減価償却額}}$$

(*1)

② 従業者29人以下

$$\text{粗付加価値額} = \boxed{\text{製造品出荷額等}} - \left(\boxed{\text{消費税を除く内国消費税額}} + \boxed{\text{推計消費税額}} \right) - \boxed{\text{原材料、燃料、電力の使用額等}}$$

*1：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計

(8) 比率等の算式は、次のとおりである。

① 従業者人口比率

$$\text{従業者人口比率} = \boxed{\text{従業者数}} \div \boxed{\text{県(地区)内人口}}$$

② 産業別製造品出荷額等構成比

$$\text{産業別製造品出荷額等構成比} = \boxed{\text{県(地区)産業別製造品出荷額等}} \div \boxed{\text{県(地区)製造品出荷額等総計}}$$

③ 従業者1人当たり製造品出荷額等

$$\text{従業者1人当たり製造品出荷額等} = \left(\boxed{\text{製造品出荷額等}} - \left(\boxed{\text{消費税を除く内国消費税額}} + \boxed{\text{推計消費税額}} \right) \right) \div \boxed{\text{従業者数}}$$

④ 産業別特化係数

$$\text{産業別特化係数} = \left(\boxed{\text{A地区 B産業製造品出荷額等}} \div \boxed{\text{A地区製造品出荷額等の計}} \right) \div \left(\boxed{\text{全国 B産業製造品出荷額等}} \div \boxed{\text{全国製造品出荷額等総計}} \right)$$

⑤ 資本装備率

$$\text{資本装備率 (従業者10～29人の事業所)} = \boxed{\text{有形固定資産年末現在高}} \div \boxed{\text{従業者数}}$$

$$\text{資本装備率 (従業者30人以上の事業所)} = \boxed{\text{有形固定資産年末現在高}} \div \boxed{\text{常用労働者年間月平均数}}$$

(*2)

*2：常用労働者年間月平均数は、平成27年毎月末日現在の月別常用労働者数を平均したもの

⑥ 付加価値生産性

$$\text{付加価値生産性} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業者数}}$$

(*3)

*3：従業者4～29人は粗付加価値額

⑦ 事業所集中度係数

$$\text{事業所集中度係数} = \left(\frac{\text{A地区 B産業 事業所数}}{\text{A地区 総事業所数}} \right) \div \left(\frac{\text{全国 B産業 事業所数}}{\text{全国 総事業所数}} \right)$$

9. 地区の選定

(1) 本編の工業地区別統計表に示した233地区は、次のとおりである。

経済産業省が平成14年に実施した工場適地調査の対象地区のうち、事業所数200以上の工業地区及び東京23区、大阪市。

(2) 現在の工業地区は平成13年工業統計から適用している。また、市区町村の工業地区内の移動（合併、追加、削除等）については、毎年12月末時点で補正している。

工業地区の名称及びその範囲については、後述の「地区の範囲」参照。

10. 表章

(1) 都道府県（工業地区）の面積（単位：k m²）は、「全国都道府県市区町村別面積調」（国土交通省国土地理院）による。ただし、本編の都道府県の面積は市区町村の面積を積み上げて作成したため、湖沼、境界未定地などの取り扱い方法の相違により、国土地理院公表の都道府県の面積とは一致しない。

なお、国後島、択捉島、歯舞群島、色丹島及び竹島の面積は含まれていない。

(2) 従業者人口比率の算出に用いた人口は、「住民基本台帳に基づく全国人口、人口動態及び世帯数」（総務省自治行政局）による。

(3) 「第3表 工業地区別、事業所数ウェイト順による産業細分類別統計表」については事業所数の多い順に、「第4表 工業地区別、出荷額ウェイト順による産業細分類別統計表」については製造品出荷額等の多い順に、それぞれ上位60産業までの産業細分類を表章している。ただし、「第3表 工業地区別、事業所数ウェイト順による産業細分類別統計表」では、上位60位産業のうち、秘匿対象（「11. 記号及び注記」参照）となった産業は表示していない。

11. 記号及び注記

各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、小数点以下の数字が表章されている項目については、それぞれの公表数値の1桁下を四捨五入した結果である。

該当数字がないものは「-」、単位未満は「0」、数値がマイナスのものは「▲」で表した。

「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値

であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

12. その他の注意事項

この統計表に掲載された数値を他に引用・転載する場合は、出典（府省名、統計調査名等）を表記されたい。

(例)

- 資料：総務省・経済産業省「平成28年経済センサス - 活動調査 製造業（工業地区編）」
- 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス - 活動調査 製造業（工業地区編）」より
- 「平成28年経済センサス - 活動調査 製造業（工業地区編）」（総務省・経済産業省）より
- 総務省・経済産業省が12月25日に発表した「平成28年経済センサス - 活動調査 製造業（工業地区編）」によると…

13. 問合せ先

〒162-8668 東京都新宿区若松町19番1号

総務省統計局統計調査部経済統計課

電話（直通）03-5273-1389

URL <http://www.stat.go.jp/>

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室

電話 03-3501-1511 内線2881~4

URL <http://www.meti.go.jp/statistics/>

地区の範囲

北海道

1. 室蘭地区
室蘭市、登別市、伊達市、洞爺湖町
2. 苫小牧地区
苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町
3. 札幌・小樽地区
札幌市、小樽市、江別市、石狩市、余市町
4. 千歳・恵庭地区
千歳市、恵庭市、北広島市、南幌町、長沼町
5. 釧路・白糠地区
釧路市、釧路町、白糠町
6. 北見・網走地区
北見市、網走市、大空町、美幌町、訓子府町、佐呂間町
7. 函館・上磯地区
函館市、知内町、北斗市、七飯町
8. 旭川地区
旭川市、深川市、富良野市、妹背牛町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町
9. 帯広地区
帯広市、音更町、士幌町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、幕別町、池田町、本別町、浦幌町
10. 岩見沢・美瑛地区
岩見沢市、美瑛市、三笠市
11. 滝川・砂川地区
芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町

青森県

12. 八戸地区
八戸市、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
13. 上十三地区
十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
14. 青森地区
青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村
15. 津軽地区
弘前市、黒石市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、平川市、板柳町
16. 西北五地区
五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町

岩手県

17. 盛岡地区
盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
18. 大船渡・高田地区
大船渡市、陸前高田市、住田町

19. 宮古地区
宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村
20. 釜石地区
遠野市、釜石市、大槌町
21. 胆江地区
奥州市、金ヶ崎町
22. 両磐地区
一関市、平泉町
23. 岩手中部地区
花巻市、北上市、西和賀町

宮城県

24. 仙塩地区
仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村
25. 石巻地区
石巻市、東松島市、女川町
26. 古川地区
色麻町、加美町、大崎市、湧谷町、美里町
27. 仙南地区
白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
28. 気仙沼地区
気仙沼市、南三陸町
29. 築館地区
栗原市
30. 迫地区
登米市

秋田県

31. 秋田周辺地区
秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大湯村
32. 本荘・由利地区
由利本荘市、にかほ市
33. 雄平地区
横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村
34. 北鹿地区
大館市、鹿角市、北秋田市、小坂町、上小阿仁村
35. 能代・山本地区
能代市、三種町、八峰町、藤里町
36. 大曲・仙北地区
大仙市、仙北市、美郷町

山形県

37. 酒田地区
酒田市、庄内町、遊佐町

- 38. 鶴岡地区
鶴岡市、三川町
- 39. 新庄・最上地区
新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、
鮭川村、戸沢村
- 40. 北村山地区
村山市、東根市、尾花沢市、大石田町
- 41. 山形地区
山形市、寒河江市、上山市、天童市、山辺町、中山町、
河北町、西川町、朝日町、大江町
- 42. 長井・西置賜地区
長井市、小国町、白鷹町、飯豊町
- 43. 米沢・東置賜地区
米沢市、南陽市、高島町、川西町

福島県

- 44. いわき地区
いわき市
- 45. 県中地区
郡山市、須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、
平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、田村市
- 46. 県北地区
福島市、二本松市、桑折町、国見町、伊達市、川俣町、
大玉村、本宮市
- 47. 会津地区
会津若松市、喜多方市、南会津町、下郷町、只見町、北
塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯
川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町
- 48. 県南地区
白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢
祭町、塙町、鮫川村
- 49. 相馬地区
相馬市、新地町、南相馬市、飯館村

茨城県

- 50. 水戸地区
水戸市、笠間市、ひたちなか市、茨城町、城里町、大洗
町、東海村、那珂市
- 51. 土浦地区
土浦市、石岡市、小美玉市、阿見町、かすみがうら市
- 52. 鹿島地区
鹿嶋市、潮来市、鉾田市、神栖市、行方市
- 53. つくば地区
常総市、取手市、つくば市、守谷市、つくばみらい市
- 54. 日立地区
日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、
大子町
- 55. 古河地区
古河市、下妻市、坂東市、八千代町、五霞町、境町
- 56. 竜ヶ崎地区
龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、美浦村、河内町、利根町
- 57. 筑西地区
筑西市、結城市、桜川市

栃木県

- 58. 塩那北地区
大田原市、那須塩原市、那須町
- 59. 塩那南・今市地区
日光市、矢板市、塩谷町、那須烏山市、那珂川町、さく
ら市
- 60. 宇都宮・芳賀地区
宇都宮市、鹿沼市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、
市貝町、芳賀町、壬生町、高根沢町
- 61. 県南地区
足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、野木町

群馬県

- 62. 桐生地区
桐生市、みどり市
- 63. 太田・館林地区
太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、
邑楽町
- 64. 沼田・利根地区
沼田市、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村
- 65. 前橋・伊勢崎地区
前橋市、伊勢崎市、玉村町
- 66. 高崎・安中地区
高崎市、安中市
- 67. 渋川地区
渋川市、榛東村、吉岡町
- 68. 藤岡・富岡地区
藤岡市、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町

埼玉県

- 69. 県央北部地区
熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄
居町
- 70. 西埼玉南部地区
川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志
木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、
鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町
- 71. 県央南部地区
さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、
桶川市、北本市、伊奈町
- 72. 東埼玉南部地区
春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、
宮代町、杉戸町、松伏町
- 73. 東埼玉北部地区
行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白
岡町
- 74. 西埼玉北部地区
秩父市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ
町、吉見町、鳩山町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野
町、東秩父村

千葉県

- 75. 千葉地区
千葉市、習志野市、市原市、八千代市
- 76. 君津・安房地区
館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鋸南町、南房総市
- 77. 東葛飾地区
市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市
- 78. 印旛地区
成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
- 79. 山武・長生・夷隅地区
茂原市、東金市、勝浦市、大網白里町、九十九里町、山武市、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、いすみ市、横芝光町
- 80. 香取・海匝地区
銚子市、香取市、旭市、匝瑛市、神崎町、多古町、東庄町

東京都

- 81. 東京（23区）地区
東京23区
- 82. 青梅地区
青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町
- 83. 秋留台地区
あきる野市、日の出町

神奈川県

- 84. 厚木・秦野地区
相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市
- 85. 横浜・川崎・横須賀地区
横浜市、川崎市、横須賀市
- 86. 小田原・茅ヶ崎地区
平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、南足柄市、寒川町、二宮町、中井町、山北町、開成町

新潟県

- 87. 新潟・新発田・中条地区
新潟市、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町
- 88. 三条・五泉地区
三条市、加茂市、燕市、五泉市、弥彦村、田上町、阿賀町
- 89. 長岡・北魚沼地区
長岡市、小千谷市、見附市、魚沼市、出雲崎町
- 90. 柏崎地区
柏崎市、刈羽村
- 91. 上越・糸魚川・頸城地区
糸魚川市、上越市、妙高市
- 92. 十日町・魚沼地区
十日町市、南魚沼市、湯沢町、津南町

- 93. 村上地区
村上市、関川村

富山県

- 94. 富山・高岡地区
富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、舟橋村、立山町、射水市
- 95. 新川地区
魚津市、滑川市、黒部市、上市町、入善町、朝日町
- 96. 砺波地区
砺波市、南砺市

石川県

- 97. 手取川下流地区
白山市、能美市、川北町
- 98. 七尾湾地区
七尾市、中能登町
- 99. 石川中央地区
金沢市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町
- 100. 羽咋地区
羽咋市、宝達志水町、志賀町
- 101. 南加賀地区
小松市、加賀市
- 102. 能登地区
輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

福井県

- 103. 福井地区
福井市、あわら市、坂井市、永平寺町
- 104. 越前・鯖江地区
越前市、鯖江市、南越前町、越前町
- 105. 敦賀・小浜地区
敦賀市、小浜市、美浜町、若狭町、高浜町、おおい町
- 106. 大野・勝山地区
大野市、勝山市

山梨県

- 107. 甲府盆地地区
甲府市、山梨市、甲斐市、笛吹市、昭和町、中央市、甲州市
- 108. 峡北・峡西地区
韮崎市、南アルプス市、北杜市
- 109. 郡内地区
富士吉田市、都留市、大月市、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町、上野原市
- 110. 峡南地区
市川三郷町、富士川町、身延町、南部町

長野県

- 111. 松本・諏訪地区
松本市、岡谷市、諏訪市、茅野市、塩尻市、下諏訪町、富士見町、原村、木曾町、上松町、大桑村、山形村、朝日村

- 112. 安曇地区
大町市、安曇野市、池田町、松川村
- 113. 伊那・飯田地区
飯田市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、泰阜村、喬木村、豊丘村
- 114. 長野地区
長野市、須坂市、中野市、飯山市、小布施町、高山村
- 115. 上田・更埴地区
上田市、千曲市、東御市、坂城町
- 116. 小諸・佐久地区
小諸市、佐久市、佐久穂町、御代田町

岐阜県

- 117. 大垣地区
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町
- 118. 岐阜地区
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町
- 119. 中濃地区
関市、美濃市、郡上市
- 120. 高山地区
高山市、飛騨市、白川村、下呂市
- 121. 東濃地区
多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
- 122. 可茂地区
美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町

静岡県

- 123. 中遠地区
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、牧之原市、菊川市、森町
- 124. 西遠地区
浜松市、湖西市
- 125. 東駿河湾地区
沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
- 126. 静清・大井川地区
静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、吉田町、川根本町

愛知県

- 127. 東三河地区
豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村
- 128. 岡崎地区
岡崎市、西尾市、幸田町
- 129. 知多・衣浦地区
半田市、碧南市、刈谷市、安城市、常滑市、知立市、高浜市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

- 130. 豊田地区
豊田市、みよし市
- 131. 尾張地区
一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、豊山町、北名古屋市、清須市、大口町、扶桑町
- 132. 海部地区
津島市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、弥富市、愛西市
- 133. 名古屋地区
名古屋市、瀬戸市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町

三重県

- 134. 桑名・四日市地区
四日市市、桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
- 135. 鈴鹿・亀山地区
鈴鹿市、亀山市
- 136. 松阪地区
松阪市、多気町、明和町、大台町、大紀町
- 137. 津地区
津市
- 138. 伊賀地区
名張市、伊賀市
- 139. 東紀州地区
尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
- 140. 伊勢・志摩地区
伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、南伊勢町、度会町

滋賀県

- 141. 湖南地区
大津市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市
- 142. 湖東地区
彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
- 143. 日野・八日市地区
近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
- 144. 湖北地区
長浜市、米原市
- 145. 湖西地区
高島市

京都府

- 146. 北部地区
福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町
- 147. 中部地区
亀岡市、南丹市、京丹波町
- 148. 南部地区
京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

大阪府

149. 北大阪地区

吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、摂津市、四條畷市、交野市、島本町

150. 泉州地区

岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

151. 東大阪地区

八尾市、大東市、東大阪市

152. 堺・南河内地区

堺市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市

153. 大阪地区

大阪市

兵庫県

154. 阪神(兵庫)地区

神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、猪名川町

155. 西播地区

相生市、たつの市、赤穂市、上郡町、佐用町、宍粟市、太子町

156. 東播地区

明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、多可町、稲美町、播磨町

157. 但馬地区

豊岡市、養父市、香美町、新温泉町、朝来市

158. 中播地区

姫路市、神河町、市川町、福崎町

159. 丹波地区

篠山市、丹波市

160. 淡路地区

洲本市、淡路市、南あわじ市

奈良県

161. 北和地区

奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、宇陀市

162. 南和地区

大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町

和歌山県

163. 紀北臨海地区

和歌山市、海南市、有田市、御坊市、紀美野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、日高川町

164. 紀北地区

橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町

165. 田辺周辺地区

田辺市、印南町、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町

鳥取県

166. 鳥取地区

鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町

167. 米子地区

米子市、境港市、伯耆町、日吉津村、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町

168. 倉吉地区

倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町、琴浦町

島根県

169. 石東地区

浜田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町

170. 中海臨海地区

松江市、安来市

171. 出雲地区

出雲市

172. 雲南地区

雲南市、奥出雲町、飯南町

岡山県

173. 県南地区

備前市、和気町、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市、瀬戸内市、早島町、赤磐市、笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

174. 県中北地区

津山市、高梁市、美作市、真庭市、新見市、新庄村、吉備中央町、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

広島県

175. 芸北地区

安芸高田市、北広島町、安芸太田町

176. 賀茂地区

東広島市

177. 広島湾地区

広島市、呉市、大竹市、廿日市市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町

178. 備後地区

三原市、尾道市、福山市

179. 備北地区

三次市、庄原市

山口県

180. 宇部・小野田地区

宇部市、山陽小野田市、美祢市

181. 下関地区

下関市

- 182. 岩国地区
岩国市
- 183. 周南地区
下松市、光市、周南市、田布施町
- 184. 山口・防府地区
山口市、防府市

徳島県

- 185. 徳島東部地区
徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
- 186. 徳島南部地区
阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町
- 187. 徳島西部地区
美馬市、つるぎ町、三好市、東みよし町
- 188. 徳島中央地区
吉野川市、阿波市

香川県

- 189. 坂出・丸亀地区
丸亀市、坂出市、善通寺市、綾川町、宇多津町、多度津町、まんのう町
- 190. 高松地区
高松市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町
- 191. 観音寺・詫間地区
観音寺市、三豊市

愛媛県

- 192. 今治地区
今治市、上島町
- 193. 宇摩地区
四国中央市
- 194. 新居浜・西条地区
新居浜市、西条市
- 195. 八幡浜・大洲地区
八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
- 196. 宇和島地区
宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町
- 197. 松山地区
松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町

高知県

- 198. 中央地区
高知市、南国市、土佐市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、佐川町、越知町、仁淀川町、日高村
- 199. 幡多地区
四万十市、宿毛市、土佐清水市、黒潮町、大月町、三原村

福岡県

- 200. 福岡地区
福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、福津市、朝倉市、筑前町、東峰村
- 201. 筑後地区
大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町、広川町、みやま市
- 202. 北九州地区
北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、築上町、上毛町
- 203. 筑豊地区
直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、福智町、糸田町、川崎町、大任町、赤村

佐賀県

- 204. 鳥栖地区
鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町
- 205. 佐賀地区
佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町
- 206. 唐津地区
唐津市、玄海町
- 207. 多久地区
多久市、小城市、大町町、江北町、白石町
- 208. 伊万里地区
伊万里市、武雄市、有田町

長崎県

- 209. 長崎地区
長崎市、西海市
- 210. 佐世保地区
佐世保市
- 211. 島原地区
島原市、雲仙市、南島原市
- 212. 大村・諫早地区
諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
- 213. 北松地区
平戸市、松浦市、佐々町

熊本県

- 214. 八代・芦北地区
八代市、水俣市、氷川町、芦北町、津奈木町
- 215. 有明・菊鹿地区
荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、合志市

216. 熊本中央地区

熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町

217. 人吉・球磨地区

人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

218. 天草地区

上天草市、苓北町、天草市

大 分 県

219. 大分地区

大分市、杵築市、国東市、日出町

220. 周防灘地区

中津市、豊後高田市、宇佐市

221. 大分県南地区

佐伯市、臼杵市、津久見市

222. 日田地区

日田市、玖珠町

宮 崎 県

223. 日向・延岡地区

延岡市、日向市、門川町、美郷町

224. 都城・小林地区

都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町

225. 宮崎地区

宮崎市、国富町、綾町

鹿 児 島 県

226. 北薩地区

阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町

227. 南薩地区

枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市

228. 南西諸島地区

奄美市、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

229. 大隅地区

鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、肝付町、南大隅町、錦江町

230. 鹿児島地区

鹿児島市、いちき串木野市、日置市

231. 始良地区

伊佐市、霧島市、始良市、湧水町

沖 縄 県

232. 読谷・中城地区

宜野湾市、浦添市、沖縄市、読谷村、北中城村、中城村、西原町

233. 南部地区

糸満市、豊見城市、南城市、与那原町、八重瀬町、南風原町